

令和6年度 社会福祉法人双葉会事業計画

〈本 部〉

1 経営の理念

「ニーズに沿った福祉で地域に貢献します」

2 経営目的

提供するサービスが、その利用者の意向を尊重して、創意工夫することにより、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行います。

ふたば保育園の経営

一宮市大和町馬引字古宮 63

定員 230名(内2歳未満児 43名)

一時預かり保育事業

一宮市大和町馬引字古宮 63

定員 12名程度

デイサービスセンター双葉の事業経営

一宮市大和町馬引字古宮 35

定員 40名

3 経営の方針

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を行うため、

経営基盤を強化

福祉サービスの質の向上

事業経営の透明性

を図り、地域福祉の推進に努めます。

4 事業計画

経営基盤の強化として現職員の資質向上及び新規職員育成に努め信頼される施設として進めてまいります。また、利用者の確保に努め財務の安定を図り、利用者に満足いただける環境を整えてまいります。職員の処遇改善及び賃金改善を進め、働く意欲と安定した職員体制を維持してまいりたいと考えています。

今年度も引き続き経営コンサルタントの指導や研修機関を利用し各施設ともにレベルアップを図りたいと思います。

〈ふたば保育園〉

1 保育方針

- ・子どもの安全を第一に考え、安心して通える保育園を目指します。
- ・子どもと保護者に寄り添い、共に考え、共に成長していくことを大切にします。
- ・保育のプロであることの自覚を持ち、園児一人ひとりを尊重した保育を大切にします。
- ・地域との関わりを大切にし、開かれた保育園を目指します

2 保育時間

・標準認定

平日 7時30分時から16時30分

(延長保育は7時30分から19時30分のうち上記の時間を除く時間)

土曜日 7時30分から12時00分

(延長保育は7時30分から13時のうち上記の時間を除く時間)

・短時間認定

平日 8時00分から16時00分

(延長保育は7時30分から19時30分のうち上記の時間を除く時間)

土曜日 8時00分から12時00分

(延長保育は午前7時30分から13時のうち上記の時間を除く時間)

3 保育の内容

- ・保育計画は職員と協議し園長等の立案とし、他は担任保育士の立案を基本とします。それは「ねらい」「内容」等から構成され、日々の保育が円滑かつ適切に展開されるようにし、また、家庭や地域社会の実情を十分配慮して進めていきます。
 - ・入所児童の健康状態を把握し嘱託医、家庭と連絡を密にし、児童の健康管理に努めます。
 - ・特別保育事業としては地域のニーズに合わせ一時保育事業、延長保育事業、地域活動事業(未就園児等の園庭開放、サークル活動)、障害児保育事業を行います。
 - ・通常経費は、運営費収入、各補助金、利用者負担金等でまかなうこととしています。
- 休園日は日曜日、祝日、振替休日、12月29日～1月3日とします。

4 職員の体制

園長 1名

主任保育士 1名

副主任保育士 2名

保育士 35名

調理員 3名

事務員 1名

嘱託医 2名

5 事業計画(令和6年度の目標)

(1)研修について

・園児が望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目指し、養育と教育の両面での充実を図るため、職員一人ひとりの意向、園での役割から考慮し作成した研修計画に基づき積極的に研修を進めてまいります。

(2)障害児保育について

・令和5年度より障害児保育を開始し、1年間で培った経験や反省を生かし、子どもと保護者の思いに寄り添った人員配置、環境整備を図ります。また障害児委員会を始め、職員同士の情報共有、意見交換を活発にしてまいります。

(3)人材育成について

・職員には一人ひとりが主体性、当事者意識を持ち、「ふたば保育園で働いてよかった」と誇りに思えるよう、人材育成に力を入れてまいります。令和6年度入職の新人職員の研修や、職場内訓練を充実させ定着を目指してまいります。

(4)職場環境について

・働きがいのある職場となるよう、人事考課や定期的な面談を行い、職員の目標や思いに寄り添います。また、職員同士のコミュニケーションの場となる懇親会の開催や、休憩や有給休暇が取得しやすい働きやすい環境を目指します。

〈デイサービスセンター双葉〉

1. 経営方針

運営方針として、利用者一人ひとりが生きがいを感じ充実した生活を送ることができ心身の機能の維持できる環境の整備に努める。また家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに各関係機関と密接な連携を図り、総合的な福祉サービスを提供に努める。

2. 前年度の振り返り(結果と反省)

(1) 営業強化による利用者の獲得について

令和4年度より居宅介護支援事業所へ訪問しての利用実績や活動状況の報告を開始したことで利用者の増加がみられるようになりましたが、令和5年度後半よりご利用者の施設入所や死去が重なり、稼働率が減少しております。その減少分を補う新規の利用者の獲得がまだ十分できておらず、利用の低迷が続いています。

ケアマネージャーに対して営業方法の更なる改善を図る必要性があり、双葉の「強み」をきちんとケアマネージャーに伝えられるよう熟慮し、また新たなアピールポイントを作っていきます。

(2) サービスの質の向上及び外部への発信力強化について

利用者には「ふたば便り」を、ケアマネには「ふたば通信」と、お渡しする相手に応じて内容を変えた広報を作成し、配布しております。ケアマネにはお渡しした際に、その内容や普段のデイサービスの様子をお伝えし、ケアマネからは要望や利用者側からの希望などを伺うということが続けております。

ただ、SNS 等の更新を定期的に行うことが出来ていないため、外部の人が自由な時間に自由に双葉の情報を閲覧できる環境を整えることが出来ませんでした。

そのため、HP の開設等を含めて SNS 発信の役割分担・発信曜日(回数)等のルール作りなど検討していきます。

(3) ICT の活用による業務改善について

音声入力ソフトの導入により、入力業務の省力化を図ることができました。ただ、PCに不慣れな職員多く、PCを行うことを避ける傾向もみられます。今後は、PC の操作になれるための研修を実施していきます。

(4) 新しい加算の積極的取得について

PT の求人に対しての応募がなく、機能訓練の加算算定を進めることが出来ませんでした。そのため、PT を採用は今後の課題として、看護職員での機能訓練加算の算定を進めていきます。

(5) 送迎車両の入れ替えについて

導入してから10年以上経過している、軽自動車・ワンボックスカーの入れ替えを検討し、ディーラーに問い合わせを行いました。軽自動車については発注直前に不祥事で、工場がストップしてしまい、ワンボックスの方はモデルチェンジのため、受注がストップしている状態で、今期の入れ替えが不可能となりました。そのため、来期の入れ替えを予定します。

(6) 人材育成・職員教育について

サービスの向上を目的として、令和5年度は「マナー研修」を行いました。職員も積極的に参加してもらいましたが、一度だけではなかなか完璧に変えていくことはできませんでした。マナーや言葉遣いは、研修を何回も繰り返し行うことで身につくと考えていますので、今後も引き続きマナー研修を行っていきます。また複雑化する介護保険を利用者等へきちんと説明するための介護保険制度の研修、自然災害や感染症に対応するための BCP 研修、虐待防止のための研修などそのほかの研修も行っています。

3. 今年度の方針(見通しと目標)

(1) 営業の強化と、映像使用によりサービスの可視化

営業について、双葉の「強み」を文章化して明確にしたうえで、それぞれのケアマネージャーに対し、どのような営業方法を行っていくのか、どの頻度で訪問するのかを、ケアマネージャーから話をききながら計画していき、営業の効果を向上させていきます。その際、双葉の「強み」が感じられる映像・画像を撮影して営業時に持参し、ケアマネージャーへのアピールの材料として使用していきます。

(2) HP 作成と、SNS の発信回数の増加

HP 作成の依頼を行い、8月までに HP を作成していきます。また、SNS についてはブログと FB の更新者・更新頻度を計画し、それに合わせて、更新を行って行きます。更新頻度はそれぞれ毎週2回を目標とします。

(3) 利用しやすい環境の整備

以前からケアマネに対して、双葉の利用しにくい点をうかがっていたところ、休日がお休みになってしまう事と、機能訓練がない事の2点が上がりました。そこで、令和6年4月より祝祭日を営業、土曜日を閉所日と変更していきます。これにより、デイサービスでしか入浴ができない方や、家族が祝日に自宅で利用者を見ることのできない方など、他デイに振替利用をされることなく安心して双葉をご利用していただくことができるようになります。

(4) 新規加算の算定開始と、機能訓練加算利用者の増加の働きかけ

4月から新たに要介護の利用者については科学的介護推進体制加算・ADL 維持等加算(Ⅰ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・個別機能訓練加算(Ⅱ)の4つを、要支援の利用者

には運動器機能向上加算・科学的介護推進体制加算の 2 つの算定を開始いたします。機能訓練の加算に関しては、希望される方から徐々に開始させていく予定でありますので、ご利用者・ケアマネージャー双方にメリットを感じさせるよう働きかけを行っていき、徐々に加算の算定者数を増やしていきます。(目標としては1か月に5人程)

(5) 商品である「職員」のスキルアップ

今まで定期的な研修を行う機会がなく、施設側から積極的にスキルアップする機会を設けていませんでした。令和 6 年 4 月から虐待・BCP・業務改善の委員会及び研修が義務化となったため、閉所日とした土曜日に研修及び委員会活動を行っていきます。(頻度は月1回を予定)このことにより、職員一人一人が様々な知識を得ることで、利用者へのサービス向上が見込めるとともに、業務改善の委員会及び研修にて職員の業務負担の軽減と、それによってできた時間を利用者に使うことができるようになると考えています。

3. サービス提供時間等

午前 9 時 55 分 ～ 午後 4 時 05 分

休業日・・・日曜日・土曜日

12 月 30 日～1 月 3 日

4. 介護の内容

デイリープログラムについては、利用者の体調・身体状況に応じ相談員と施設長、担当者が協議して決め、食事・入浴は本人の体調等に異常がないよう配慮する。

5. 職員体制

施設長(1名、介護職員、相談員と兼務)

相談員(4名、介護職員兼務)

看護師(3名、介護職員および機能訓練指導員兼務)

介護職員(14名、1名が施設長、4名が相談員、
3名が看護職員および機能訓練指導員兼務)

調理員(4名)

※ 利用状況により日々の職員数には変動させて進めてまいります